

令和 6 年度事業報告

自 令和 6 年 4 月 1 日 ～ 至 令和 7 年 3 月 31 日

I 概 況

公益法人制度改革により、公益社団法人として新たにスタートしてから 12 年を経過した令和 6 年度においては、新しいルールのもとでの組織運営・事業活動は定着し、本来の事業活動を積極的に展開することにより会員相互の交流、福利厚生制度の拡充、組織・基盤強化を図るため、協力団体等との連携強化に注力いたしました。

事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、各種研修会・セミナー・講演会などの事業を計画に沿った形で実施された事は、会員各位のご理解の賜物と感謝申し上げます。

公益事業活動においては、税のオピニオンリーダーとして『税の知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献する』ことを目的として、税の啓発活動として各種税務関連セミナーや講演会など税務・財務に対する周知を目的とした活動と併せて、会員企業に対し添付書類を含めた e-Tax の普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大や税知識の普及、会員企業の交流による地域の情報交換などの各種事業に対して積極的に取り組むことが出来ました。

また、社会貢献活動をはじめ、地域の子供たちへの税知識の普及のための、「租税教室」「絵はがきコンクール」「税金クイズ」など地域に密着した活動により法人会活動の公益性や存在感を高めることができました。

管理関係においては、各種規程類の整備に着手し、コンプライアンス規程をはじめガバナンス強化に取り組み、事務局運営体制の改善に努めました。また、地区会の統合により事務局運営の合理化を図りました。

主な事業活動は以下の通りです。

【公益関係】

税を巡る諸環境の整備改善等を図る事業として、税に関する研修会・セミナーを、それぞれの地区会で開催しました。

また、親会でも「年末調整説明会」「会社の決算と申告の説明会」「新設法人税務研修会」「税制セミナー ～定額減税制度の概要～」などを開催し、公益性という立場から、会員のみならず一般市民にも参加を呼びかけて開催しました。

租税教育活動では、例年行っている小中学校への「租税教育教材の配付」、管内小学生を対象とした「租税教室」の開催を実施しました。

また、燕市「燕青空即売会」会場にて、青年部会、女性部会の共催で「税金クイズ」を開催し、税務署職員の協力を頂きながら大勢の方から参加して頂きました。

税の広報活動としては、年 2 回の会報の発行の他、地元新聞、ホームページや広告欄への掲載などによる広報活動を実施しました。

【共益関係】

組織の強化・充実、広報活動、青年部会・女性部会の充実のための事業として、協力保険会社 3 社とともに、会員の福利厚生に資する事業に取り組みしました。

【管理関係】

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備や諸会議及び事業活動態勢、またコンプライアンス、ハラスメント等の規定の改訂など、ガバナンスの構築、経費の節減などの管理運営に努めました。

Ⅱ 公益関係

〔1〕 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

項 目 別 研 修 会 開 催 状 況

テーマ	実施回数	参加人数	講 師 名
「会社の決算と申告」についての説明会	3 回	8 9 名	巻税務署担当官
新設法人 税務研修会	1 回	8 名	巻税務署担当官
各地区会総会税務セミナー 《定額減税制度の概要》	7 回	1 4 1 名	巻税務署担当官
税務セミナー 《年末調整業務で押さえておきたい定額減税のポイント》	1 回	4 7 名	税理士 高頭日出夫 氏
巻税務署との税務懇談会	1 回	1 3 名	巻税務署長
年末調整説明会	3 回	1 5 1 名	巻税務署担当官
合 計	16 回	4 4 9 名	

② インターネットセミナー（オンデマンド）の提供

引続き、自宅又は自社にいたまま聞けるようにインターネットセミナー（オンデマンド）の利用促進に努めました。

このセミナーは、政治・経営から税務・労務・健康等、多彩なセミナー内容と講師陣を揃えており、多数の方にご利用いただいております。

今年度のアクセス回数は以下のとおりとなりました。

【月別利用状況】

令和 6 年(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	前年比
アクセス数	700	467	661	513	533	796	612	689	622	794	945	862	8,194	2,884
一般利用	7	7	9	4	9	5	7	12	4	4	7	7	82	△8
会員利用	109	104	115	95	107	134	102	119	114	95	124	124	1,342	285

(2) 租税教育活動

① 租税教室

小学 6 年生の児童を対象に、税の重要性を正しく理解し関心を持ってもらうための「租税教室」を青年部会が講師を務めて、女性部会から「絵はがきコンクール」の紹介をしてもらっています。児童に楽しく学んでもらえるよう、1 億円のレプリカを用いるなど様々な工夫を凝らして理解を深めてもらいました。

【租税教室 開催状況】

開催日	開催地	参加者
5月24日	燕市立小池小学校 6年生 53名	青年部会・女性部会・事務局 計5名
5月27日	燕市立吉田小学校 6年生 54名	青年部会・女性部会・事務局 計5名
6月4日	新潟市立巻南小学校 6年生 66名	青年部会・事務局 計4名
6月26日	燕市立島上小学校 6年生 18名	青年部会・女性部会・事務局 計6名
6月27日	新潟市立松野尾小学校 6年生 16名	青年部会・女性部会・事務局 計5名

② 燕地区・西蒲地区租税教育推進協議会定期総会に出席

開催日	名称	出席者
R 6. 6.10	燕市租税教育推進協議会定期総会	書面決議
R 7. 1.28	西蒲区租税教育推進連絡協議会定期総会	和田会長

③ 税の啓発用資料等配布 実施状況

親 会	巻税務署管内 13 中学校 2 年生 1, 117 名 資料配布数 1, 300 部	- 税の啓発資料入りクリアファイル - 税の啓発テキスト 「タックスフントとけんたくん」 - 法人会特製 付箋 - フードロス削減リーフレット
青年部会	巻税務署管内 22 小学校 6 年生 922 名 料配布数 1, 035 部	- 蛍光ペン、ポケットティッシュ 法人会メモ帳 - 税に関する絵はがきコンクール 応募はがき - 税の啓発テキスト 「タックスフントとけんたくん」 - 冊子「おじいさんと赤いつぼ」

④ 税に関する絵はがきコンクール

女性部会を中心に「第9回税に関する絵はがきコンクール」を開催いたしました。小学6年生の児童を対象に、租税教室等を通じ「税の大切さ、役割」を学んでもらい、その知識や感想を「絵はがき」にすることで、理解をより深めてもらうことが目的です。今年度も112通の作品の応募があり、その中から巻税務署長賞、金賞、銀賞、銅賞、けんた君賞を選定し、表彰いたしました。

【絵はがきコンクール 表彰】 (敬称略)

表 彰	小 学 校 名	授 賞 者
金 賞	燕市立小池小学校	今 井 み い
銀 賞	燕市立吉田小学校	佐 野 茉 友 子
銅 賞	燕市立小池小学校	八 木 美 羽
巻税務署長賞	燕市立燕西小学校	柳 田 朱 璃

⑤ 巻税務署管内税務協力団体協議会 合同納税表彰式

令和6年11月14日(火)、燕市「萬会館燕店」において開催され、会長はじめ役員の方々より出席頂きました。(5名出席)

【法人会関係 表彰者】

(敬称略)

関東信越国税局長 表 彰	副会長	佐 藤 清 隆	巻 地区
巻税務署長 表 彰	副会長	横 山 正 憲	吉田 地区

(3) 税の広報活動

① 燕西蒲法人会会報「法人会だより」及び全法連機関誌「ほうじん」の配布

会報配布	「燕西蒲法人会だより」	年 2 回	各 1,100 部
機関誌配布	「ほうじん」(季刊誌)	年 4 回	各 1,100 部

② 税金クイズ開催で街頭広報

10 月に「燕青空即売会」会場にて税金クイズを開催し、来場者への広報活動を実施しました。税金クイズ 800 セット完売。

③ e-Tax 広報

- ・税務研修会開催時に参加者に対し、担当官からの説明とリーフレットを配付。
- ・会報「法人会だより」に掲載し全会員企業に周知しました。

④ ホームページによる税の広報

税についての情報コーナーを掲載。(定期的に内容を更新)

また、各種研修会の案内を随時公開し、会員及び一般市民にも参加を呼び掛けました。

⑤ 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要です。法人会では国税庁・日税連・全法連の 3 者で作成したツール(自主点検チェックシート・ガイドブック)を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組みました。

具体的には、各種研修会やホームページでのツールから紹介を行いました。特に「会社の決算と申告についての説明会」においては、経理事務担当者に直接説明致し、自己点検チェックシートの活用を推奨しました。

(4) 研修用教材の配布

税法・税務関係の研修会については、法人会の研修事業の中心であり、令和 6 年度においても各種テキスト等を研修会の開催時等に会員及び一般市民に配布しました。

配布したテキスト等

- ① 会社取引をめぐる税務 Q & A (令和 6 年度版)
- ② 会社の決算・申告の実務 (令和 6 年度)
- ③ 会社役員のための確定申告実務ポイント (令和 5 年分)
- ④ 令和 6 年度 税制改正のあらまし (速報版)
- ⑤ 令和 6 年度 税制改正のあらまし
- ⑥ 新設法人のための会社の税金ガイドブック (令和 6 年度版)
- ⑦ 源泉所得税 実務のポイント (令和 6 年度版)
- ⑧ 税の啓発用テキスト「タックスフントとけんたくん」
- ⑨ 税の啓発用まんが「おじいさんの赤いつぼ」
- ⑩ 源泉所得税の改正のあらまし
- ⑪ 契約書や領収書と印紙税
- ⑫ 税務コンプライアンス向上のための自主点検チェックシート・ガイドブック
- ⑬ 契約書や領収書と印紙税

- ⑭ 適格請求書等保存方式の概要
- ⑮ 令和6年版基礎からまなぶ消費税
- ⑯ 消費税のあらまし
- ⑰ 令和6年度分年末調整実務のポイント

〔2〕税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

令和6年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマとし、国・地方を通じた徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した施策の提言を取りまとめました。

さらに「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果も併せて、全法連へ提出しました。

県法連がまとめた要望事項は、「資料1」の通り（P15）

(2) 税制改正要望大会

要 望 大 会

令和7年度税制改正スローガン

- ◇ 金利ある世界が到来。
新たな財政再建目標の策定を！
- ◇ 企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- ◇ 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ。
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- ◇ 中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を！

(3) 要望実現のための陳情活動の展開

全法連・各県連および単位会とも要望実現のための陳情活動を展開し、燕西蒲法人会としては会長・税制委員長・事務局長で税制改正の実現に向けて、令和6年11月12日に「令和7年度税制改正に関する提言」を燕市役所へ訪問し、燕市長並びに市議会議長へ、また弥彦村役場に訪問し、弥彦村長へ陳情を行いました。

(4) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち、改正が行われたものは、「資料2」の通り（P20）

〔3〕地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 令和6年度の経営支援に関する研修会の実施状況

項目別研修会等開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
新規学卒就職者研修会 「今から使える！上司や同僚とのコミュニケーションを学ぼう」～働く意欲とチームワークのためのコミュニケーション力～	1	119	(株)NTTネクシア 田 辺 紀 子 氏
「あなたの会社は対応できていますか？ 職場の多様化とコンプライアンス」	1	32	ひめさゆり法律事務所 弁護士 石川 佳代 氏
3級簿記講座	12	97	プロスパー税理士法人 税理士 高頭 日出夫 氏
「やるだけやったらなんとかなる」 ～寝るまで笑顔で一日を！～	1	38	ラジオパーソナリティ 遠藤 麻理 氏
「なぜ今BCP(事業継続計画)を作らなければならないのか」 ～自助と公助と復旧と保険～	2	30	EIC保険エージェンシー(株) BCAO認定事業継続管理者 小 林 修 氏 AIG損害保険(株)新潟支店 マネージャー 知野 邦生 氏
芸妓流おもてなしの心 はじめましてからのコミュニケーション	1	40	古町芸妓 あおい 氏
パネルディスカッション 「投資って誰もがすべきなの？」	1	37	WealthPark 研究所 代表 加藤 航介 氏 BSN新潟放送アナウンサー 麦 島 侑 氏
「成功する経営者の共通点」 ～人付き合いの極意とは？～	1	38	(一社)やまとなでしこ協会 代表取締役 日高 利美 氏
「伝える力」	1	37	フリーアナウンサー 新海 史子 氏

合 計 21回 468名(内、一般189名)

(2) 社会貢献事業

① いちごプロジェクト(節電運動)の呼掛け

全法連女性部会が中心となって展開している「いちごプロジェクト(15%節電運動)」のパンフレットとうちわを、会員企業並びに地域の祭やイベント等へ配布し、他にも会館等の窓口に置いてもらい一般にも節電を呼び掛けた。

(パンフレット 1,100部・うちわ 1,100本配布)

② オリジナルキャラクターグッズの活用

法人会で自由に活用でき、知名度・好感度を獲得するためにオリジナルキャラクター「けんた」グッズを研修会・税金クイズ・租税教育活動等の参加者に配布した。

③ 今年度の福祉施設への寄贈運動は以下のとおり。

施設名	寄贈内容	寄贈日
社会福祉法人 新潟市西蒲区社会福祉協議会	新タオル 1,500枚	令和6年10月30日

④ ㈱ワコールマニュファクチャリングジャパン新潟工場 様との

木綿端材の贈呈活動継続

贈 呈 施 設 名	内 容	実施日
老人保健施設「楽楽」(燕) (直接受渡しの為、報告による)	ビニール袋 特大 16 袋	R06.04.23
	〃 特大 14 袋	R06.05.21
	〃 特大 15 袋	R06.06.14
	〃 特大 13 袋	R06.07.11
	〃 特大 16 袋	R06.08.06
	〃 特大 14 袋	R06.09.05
	〃 特大 14 袋	R06.10.01
	〃 特大 13 袋	R06.10.29

(3) 税の啓発活動として「税金クイズ」開催

燕物流センターの「燕青空即売会」が開催され、会場において「税金クイズ」を開催致した。女性部会、青年部会を中心に、巻税務署の戸村署長はじめ職員の方々からもご協力頂き、大勢の方から参加して頂いた。

(4) 研修用教材等の作成・配付

- ① 機関誌「ほうじん」(季刊)
- ② 法人会だより (年2回)
- ③ 令和6年度 税制改正のあらまし (速報版)
- ④ 令和6年度 税制改正のあらまし
- ⑤ ことしの税制改正のポイント (令和5年)
- ⑥ 会社役員のための確定申告実務ポイント (令和5年分)
- ⑦ 会社取引をめぐる税務Q&A (令和6年度版)
- ⑧ 源泉所得税 実務のポイント (令和6年度)
- ⑩ 税の啓発用まんが「タックスフントとけんたくん」
- ⑪ 小学生高学年向け 税の啓発用まんが「おじいさんの赤いつぼ」
- ⑫ 「いちごプロジェクト」“無理なく、無駄なく、快適に”
- ⑬ 税務コンプライアンス向上のための自主点検チェックシート・ガイドブック
- ⑭ 基本が身につくビジネスマナー

Ⅲ 共益関係

[1] 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組 織

会員数 1, 0 2 3 社 (令和7年3月31日現在)
 組織率 3 5. 3 % (所管法人数2, 7 9 9 社・賛助会員48名)
 内、法人13名・個人35名

(2) 会員移動状況

期首会員数	期中移動		増減	期末会員数
	入会	退会		
1, 0 3 4 社 (内、賛助会員46名)	1 4 (内、賛助会員4名)	2 5 (内、賛助会員2名)	△ 1 1 (内、賛助会員2名)	1, 0 2 3 社 (内、賛助会員48名)

部 会	期首会員数	入 会	退 会	増 減	期末会員数
青年部会	49名	5名	4名	1名	50名
女性部会	49名	2名	3名	△1名	48名

(3) 広報活動の充実

- ① 支部・地区会において会員増強運動を展開し、役員を中心に入会勧奨に努めた。
- ② ポスターによるPR
「税に強い経営者が次世代を支える！」をキャッチコピーとして作成したポスターを役員企業・各事務局へ配付し各種法人会の研修会場に掲示しPRを実施した。
- ③ 新設法人データを活用し新設法人のための研修会を開催し、法人会事業を紹介した。

(4) 部会・地区会事業の充実

会 名	事 業 名	開 催 数	出席者数
青 年 部 会	定 時 総 会	1回	29名
	研 修 会 の 開 催	7回	95名
	会 議 の 開 催	3回	21名
	そ の 他 の 会 議	7回	7名
女 性 部 会	定 時 総 会	1回	27名
	研 修 会 の 開 催	5回	66名
	会 議 の 開 催	2回	20名
	そ の 他 の 会 議	1回	1名

各地区会（9地区）	定時・通常総会	9回	180名
	研 修 会 の 開 催	12回	314名
	会 議 の 開 催	16回	125名
	そ の 他 の 会 議	2回	43名

(5) 青年部会・女性部会の活動

① 青年部会関係

事 業 名	実施回数	参加人数
租税教室養成講研修	1回	3名
総会記念セミナー「令和6年度税制改正について」	1回	29名
新津・三条法人会青年部会との合同視察研修会・交流会 視察先 笹祝酒造「酒蔵視察」	1回	13名
「租税教室」開催 [燕市立小池小学校 ほか4校]	6回	12名
第40回県法連青年部会合同セミナー [十日町大会]	1回	7名
「税金クイズ」(女性部会共催) in 燕青空即売会	1回	3名
第38回法人会全国青年の集い [福井大会]	1回	4名
経営改革セミナー「なぜ今 BCP(事業継続計画)を作らなければならないのか ～自助と公助と復旧と保険～」	1回	30名

事業名	実施回数	参加人数
親会理事・監事・女性部会・青年部会 合同新春特別講演会	1回	7名
親会理事・監事・女性部会・青年部会 合同新年会	1回	7名
合 計	15回	115名

②女性部会関係

事業名	実施回数	参加人数
総会記念講演会「あなたの会社は対応できていますか・？ 職場の多様化とコンプライアンス」	1回	32名
第18回法人会全国女性フォーラム [広島大会]	1回	4名
第19回県連女性部会連絡協議会合同セミナー[高田大会]	1回	12名
税に関する絵はがきコンクール 審査会	1回	8名
「租税教室」開催 [燕市立小池小学校ほか4校]	4回	7名
税金クイズ(青年部会共催) in 燕青空即売会	1回	7名
新潟市西蒲区社会福祉協議会 タオルの寄贈	1回	1名
巻税務署との税務懇談会	1回	12名
親会理事・監事・女性部会・青年部会 合同新春講演会	1回	6名
親会理事・監事・女性部会・青年部会 合同新年会	1回	6名
燕西蒲地区商工会女性部との懇談会&新年会	1回	26名
合 計	14回	121名

(6) 福利厚生事業

① 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度委託保険会社3社との連携を密にするため開催

(福利厚生制度推進連絡協議会 令和6年9月18日 実施)

② 新設法人データによる福利厚生制度推進と功績のあった法人会役員・会員等への表彰

③ 保険3社の加入状況について

R7.3月末現在	大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
加入企業数	228社	202社	179社
会員加入率	22.70%	20.34%	18.03%

(7) 会員支援事業

会員企業の経理担当職員の表彰

公益社団法人燕西蒲法人会会員のうち、申告・納税の良好な事業所に勤務し、次の何れかに該当するもの。

1. 現在経理関係の事務に携わっており毎年4月1日現在において、経理事務等の経験が5年以上の者で、勤務成績良好な者。
2. 勤続5年以上の者で現在（又は過去の相当期間）経理部門等を主として担当し、指導的立場にあって功労顕著につき社長が特に推薦する者。（指導的立場とは・・・係長・課長などをいう）

表彰の趣旨

企業の経営にとって経理と税務は極めて大きなウェイトを占めていることは言うまでもない。経理担当職員は、企業にとっては最も中枢的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。これら経理担当職員のうち、功労顕著な方々を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

優良経理担当職員表彰式の開催

令和6年度については、会員企業からの推薦を頂き2名を表彰

開催日 令和6年6月6日(木)

会場 四季の宿 みのや

被表彰者 株式会社 英慎製作所 田村 房代
(敬称略) 株式会社 タマハシ 水品 優香

(8) 会員交流事業

会員と一般市民との活発な交流と親睦を深めるためのゴルフ大会を例年開催している。

令和6年6月30日(日)にハーフコンペ形式で表彰式は開催せず実施した。

【第16回親睦ゴルフコンペ】

開催日 令和6年6月30日(日)

会場 新潟カントリー倶楽部(新潟市西蒲区峰岡)

参加者 76名

IV 管理関係

〔1〕事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページを充実し、情報の発信や部会活動のPRに努めた。

〔2〕諸会議等の開催状況

(1) 総会

第13回(令和6年度)通常総会

開催日 令和6年6月6日(木) 午後4時

会場 四季の宿 みのや(弥彦温泉)

出席者数 634名(うち委任状による者588名)

議事 決議事項

第1号議案 令和5年度決算報告承認の件

第2号議案 その他

告事項 (1) 理事会承認事項

① 令和5年度事業報告

② 令和6年度事業計画

③ 令和6年度収支予算

④ 「理事会運営規則」・「地区会運営規則」の改定について

(2) その他

(2) 理事会

〔第1回〕

開催日 令和6年4月22日(月) 午前11時00分

会 場	萬会館燕店（燕市）
出席者数	32名
審議議題	(1) 第13回通常総会提出議案 ① 第1号議案 令和5年度事業報告承認の件 ② 第2号議案 令和5年度収支決算承認の件 ③ 第3号議案 その他
報告事項	① 第13回通常総会開催の確認 ② 県連通常総会への出席のお願い ③ 第32回優良経理担当職員表彰式の推薦について ④ その他

[第2回]

開 催 日	令和6年9月18日（水） 午後4時40分
会 場	岩室温泉 『ゆもとや』
出席者数	24名
議案審議	① 第1号議案 令和6年度会員増強推進運動(案)の件 ② 第2号議案 新入会員承認の件 ③ 第3号議案 その他
報告事項	① 令和6年度 地域社会貢献活動の件 ② 令和6年度 今後の事業について ③ その他 ④ 質疑応答

[第3回]

開 催 日	令和7年3月27日（木） 午前11時00分
会 場	萬会館燕店（燕市）
出席者数	32名
審議議題	① 第1号議案 令和7年度事業計画（案）承認の件 ② 第2号議案 令和7年度収支予算（案）承認の件 ★令和6年度3月末の概算決算状況の報告 ③ 第3号議案 第14回通常総会開催(案)の件 ④ 第4号議案 定款・規則の一部変更(案)承認の件 ⑤ 第5号議案 今後の会議体・事業について ・令和7年度第1回正副会長会議並びに第1回理事会 開催（案）の件 ・第33回優良経理担当職員表彰の件 ・第17回親睦ゴルフコンペの件 ⑥ 第6号議案 新入会員承認の件
報告事項	① 地区会合併に伴う「地区会運営規則」「理事会運営規則」の改定の件 ② 令和7年度全法連・県法連功労者表彰の件 ③ その他

(3) 正副会長会議

[第1回]

開 催 日	令和6年4月22日（月） 午前10時00分
会 場	萬会館燕店（燕市）

出席者数 13名

審議議題 (1) 第13回通常総会提出議案

- ① 第1号議案 令和6年度事業報告承認の件
- ② 第2号議案 令和6年度収支決算承認の件
- ③ 第3号議案 その他

報告事項

- ① 第13回通常総会開催の確認
- ② 県連通常総会への出席のお願い
- ③ 第32回優良経理担当職員表彰式の推薦についてその他

[第2回]

開催日 令和7年3月27日(木) 午前11時00分

会場 萬会館燕店(燕市)

出席者数 12名

審議議題

- ① 第1号議案 令和7年度事業計画(案)承認の件
- ② 第2号議案 令和7年度収支予算(案)承認の件
- ★令和6年度3月末の概算決算状況の報告
- ③ 第3号議案 第14回通常総会開催(案)の件
- ④ 第4号議案 定款・規則の一部変更(案)承認の件
- ⑤ 第5号議案 今後の会議体・事業について
 - ・令和7年度第1回正副会長会議並びに第1回理事会開催(案)の件
 - ・第33回優良経理担当職員表彰の件
 - ・第17回親睦ゴルフコンペの件
- ⑥ 第6号議案 新入会員承認の件

報告事項

- ① 地区会合併に伴う「地区会運営規則」「理事会運営規則」の改定の件
- ② 令和6年度全法連・県法連功労者表彰の件
- ③ その他

(4) 監事会

開催日 令和6年4月18日(火) 午後2時

会場 燕西蒲法人会事務所

出席者数 4名

内容 令和5年度(公社)燕西蒲法人会事業並びに収支決算監査について

(5) 委員会

厚生委員会(福利厚生制度推進連絡協議会)

開催日 令和6年9月18日(水) 午後3時15分

会場 岩室温泉『ゆもとや』

出席者数 34名

議題 ① 福利厚生制度の現状説明と今後の推進方法等について

(6) 事務担当者(9地区)会議

[第1回]

開催日 令和6年5月23日(木) 午前10時30分

会場 燕商工会議所 3階新館研修室

出席者数 8名

議題 ■ 第13回通常総会について

- ① 総会スケジュール・役割分担

- ② その他
- 令和6年度の事業について
- その他
- ① 地区担当者一覧表
- ② 法人会だより編集委員の委嘱
- ③ 法人会協力保険会社の一覧

[第2回]

開催日 令和7年3月19日（水）午前10時30分
 会場 燕商工会議所 3階新館研修室
 出席者数 8名
 議題 ■ 令和6年度 第3回理事会承認事項

- ① 令和7年度事業計画の件
- ② 令和7年度収支予算の件
- ③ その他3号議案 ～ 報告事項 資料
- 法人会の新地区体制について
- 令和7年度の事業について
- その他
- ① 地区会担当者の確認
- ② 法人会だより編集委員の委嘱
- ③ 法人会協力保険会社の一覧
- ④ その他

(7) 会報編集会議

[第70号]

開催日 令和6年7月23日（火）午前10時30分
 会場 燕商工会議所 3階新館研修室
 出席者数 6名

[第71号]

開催日 令和6年12月13日（金）午前10時30分
 会場 燕商工会議所 3階新館研修室
 出席者数 5名

(8) 県法連・全法連会議等

年月日	件 名	出席者数	会 場
6. 5.15	県法連 総務委員会	1	にいがた法人会館
6. 5.22	県法連 理 事 会	3	ホテルイタリア軒
6. 6.10	県法連 税制委員会	1	にいがた法人会館
6. 6.12	県法連 通常総会	10	ホテルイタリア軒
6. 6.28	県法連 組織・厚生合同委員会	2	新潟東映ホテル
6. 8.27	局法連 通常役員総会(さいたま市)	1	THE MARK GRAND HOTEL
6. 9.26	県法連 理事会及び福利厚生制度連絡協議会	4	ホテルイタリア軒
6.10.10	県法連 事務局研修会	2	万代シルバーホテル
6.12. 2	局法連 事務局担当者研修会(オンライン)	2	オンライン研修

年月日	件 名	出席者数	会 場
6.12.20	県法連 事務局長会議	1	新潟グランドホテル
7. 1.31	全法連 総務委員会	1	にいがた法人会館
7. 2. 6	県法連 理事会	3	ANAクラウンプラザホテル新潟
7. 2. 6	県法連 関東信越国税局幹部との協議会	3	ANAクラウンプラザホテル新潟
7. 3. 1	県法連 特別講演会 (太田雄貴)	6	ANAクラウンプラザホテル新潟
7. 3. 7	全法連 事務局セミナー(オンライン)	2	ハイアットリージェンシー東京

(9) その他の関係会議等

年月日	件 名	出席者数	会 場
6. 5.28	燕青色申告会 通常総会	1	魚竹本館
6. 6.10	燕市租税教育推進協議会 定時総会		書面決議にて承認
6. 6.12	巻税務署管内税務協力団体協議会 総会	1	燕商工会議所 3階ホール
6. 6.21	燕西蒲間税会 総会	1	四季の宿 みのだ
6.10.10	巻税務署管内税務協力団体協議会 役員会	1	割烹 三笠屋
6.11.14	巻税務署管内税務協力団体協議会納税表彰式	7	萬会館 燕店
6.11.20	関信越国税局「税を考える週間 記念講演会」	2	クロスパルにいがた
6.12.20	アフラック ペナントレース 2024 三社合同研修会	1	新潟グランドホテル
6. 1.28	西蒲地区租税教育推進協議会 定期総会	1	西蒲区 巻税務署

令和 6 年度 功労者表彰受賞者名簿

《 関東信越国税局長 表彰状 》

(公社)燕西蒲法人会 副会長 佐藤 清隆 氏

《 巻税務署長 表彰状 》

(公社)燕西蒲法人会 副会長 横山 正憲 氏

《 全法連功労者表彰 表彰状 》

(公社)燕西蒲法人会 理 事 吉川 洋志 氏

《 県法連功労者表彰 表彰状 》

(公社)燕西蒲法人会 理 事 小田 利彦 氏

《 県法連功労者表彰 表彰状 》

(公社)燕西蒲法人会 理 事 中野 忠浩 氏

新潟県連がまとめた要望事項

一般社団法人 新潟県法人会連合会

公益社団法人 新潟法人会

令和 7 年度税制改正要望事項**第一 はじめに**

新型コロナウイルス感染症はほぼ収束し、経済活動への直接的な影響はかなり減少してきましたが、エネルギー価格や原材料価格などから物価上昇がもたらされています。また、政府から消費喚起や物価高対策のため賃金引き上げの要請があり、金融政策では異次元緩和からの脱却により我が国の経済財政運営は平時に切り替わってきています。そのような経営環境の中、依然として地域の中小企業・小規模事業者ではコロナ禍の影響から立ち直れず、業況・業績が悪化しているところも少なくありません。その上、人出不足・人材不足も深刻化しています。企業の経営上の課題が山積する中、中小企業・小規模事業者への手厚い支援が求められます。

また、国債で賄ったコロナ対策費の負担への対応、防衛力の抜本強化に向けた防衛費の増額、児童手当の拡充など「異次元の少子化対策」の財源確保、団塊の世代が後期高齢者に入りはじめ医療と介護の給付費急増が見込まれているなど、超高齢化社会が急速に進展する中、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっています。さらに、女性活躍の推進、働き方の多様化やグローバル化の進展など社会構造の変化への対応のほか、デジタル化、脱炭素社会の実現、大規模自然災害からの復興などといった課題にも対応していく必要があります。

すなわち、地域経済と雇用を担う中小企業の再起・活性化を図ることが不可欠でありさらなる大胆な改正が求められるとともに、併せて、行財政改革の検討も行う必要があります。基本的に、政府の積極的な財政出動や金融緩和等の景気対策によって、税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要です。緊縮財政や増税に頼ることでは課題は解決しません。

第二 行財政改革の徹底

令和 6 年度予算編成は、歳入 112.6 兆円のうち、税収は 69.6 兆円、国債の新規発行額は 35.4 兆円であり、公債依存度は 31.5%となっています。また令和 6 年度末の国および地方の長期債務残高は 1,315 兆円となる見込みです。本年 1 月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における 2025 年度の基礎的財政収支対 GDP 比は、▲0.2%（▲1.1 兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのには 2026 年度となる見込みです。

政府では防衛費の増額や児童手当の拡充等が検討されており、その安定財源の確保に向けた議論がきわめて重要です。その上、コロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題であり、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。歳出を先行させその財源を議論せずに進めることは慎むべきです。

財政健全化に向けて、本格的な歳出・歳入の一体的改革が重要であり、歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、実効性ある計画を策定し、着実に改革を実行することが求められます。

持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する中で、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期することが重要であり、経済あつての財政であり、経済をしっかり立て直し、不退転の体制で、財政健全化に向けて取り組むことが必要です。

行政改革を徹底するに当たっては、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めます。

1. 議員定数・報酬等の歳費の削減と選挙制度改革
2. 特殊法人改革等の推進
3. 積極的な民間活力の導入
4. 特別会計の抜本的改革

5. 予算執行についてのチェック体制強化
6. 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
7. 国、地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

第三 社会保障制度改革推進について

日本は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えており、今はまさにそれに対処するために積極的に具体策を実行していかなければならない重要な時期にあたります。この歴史的転換期において、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿を描くこと、そして、その実現に向けて社会保障政策が取り組むべき課題を総合的かつ明確に示すことは、極めて重要です。

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須であります。さらに、いわゆる「年収の壁」により就労調整が行われ、中小企業が人手不足となっていることを鑑み、女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障のあり方について検討することが必要です。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要です。医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要があります。

第四 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、エネルギー、原材料価格の上昇や賃上げの要請など厳しい経営環境におかれています。更に、コロナ禍で体力を奪われ立ち直れないところも少なくなく、自然災害による被害も多発して、中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。事業の継続や新規分野への展開を支援するための税制の拡充、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していくことが強く求められます。

1. 法人税率の軽減措置

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が令和7年3月までですが、引き続き本則化することを要望します。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600万円程度に引き上げる必要があります。なお、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長することを求めるとともに、昭和56年以来、引き上げできない理由をお示しいただきたい。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化すべきです。

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっていることから、適用期限を延長することを求めます。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、本則化すべきです。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長することを求めます。

中小企業の生産性を向上させ、稼ぐ力を向上させる取り組みを支援するために、中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資について、特別償却または税額控除のいずれかを認める制度について、本則化すべきです。なお、直ちに困難な場合は、令和7年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長することを求めます。

4. 賃金引上げのための優遇見直し

賃上げは人員確保のために必要対策になっており、黒字企業のみにも有効な税優遇に限らず、中小法人全般に効果的な優遇措置が必要です。

第五 消費税制について

軽減税率の導入は、事業者の人的経済的負担が増大するとともに、単一税率と比較して膨大な

税収を失い、社会保障と税の一体改革を大きく後退させています。対象品目の判定が難しく複雑化していることで、制度の廃止を求める声が根強く、軽減税率制度は見直すべきであり、弾力的な対応を求めます。単一税率における、逆進性対策として、給付付き税額控除の導入、すなわち、マイナンバー制度を利用して、消費税負担分を低所得者に還付する制度の創設がひとつの解決策となります。

また、令和5年10月に導入されたインボイス制度についても、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難いです。事業者の事務負担やコストが増加することや免税事業者が商取引から排除される恐れがあります。課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきです。さらに、免税事業者から課税事業者へ変更した場合、消費税の2割特例が令和8年9月まで適用されますが、そもそも対象は小規模事業者が多いことを鑑み、事務負担の軽減の観点から特例を本則化すべきです。

また、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加しています。インボイス制度に伴う事務は生産性や売上、利益に貢献しない業務であり、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められます。さらに、電子帳簿保存制度を業者のソフトを使わなくても簡単に取り組める仕組みにするべきです。

第六 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものです。

少子化が進む中で、事業継承の件数全体に占める親族外の第三者継承の割合が高まってきているなか、後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化すべきです。そのために、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設や非上場株式の評価については、取引相場がない中、評価のあり方を見直し、相続税負担軽減の観点からも株価評価を低減するように求めます。併せて、相続税、贈与税の納税猶予制度の充実や、相続時精算課税制度など生前贈与の更なる拡充により親族間での後継者への資産移転に関しても配慮して行くことが必要です。

第七 地方税制について

1. 固定資産税評価見直し

固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ、過大な負担となっています。評価時期や負担水準など、抜本的な見直しを行うべきです。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税について

事業所税は、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきです。

第八 マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始していますが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難く、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要があります。

マイナンバーカードの利便性をいかに高め身近な制度にするかが重要です。その最も有効な手段の一つはマイナンバーカードの健康保険証利用といわれていますが、まず官から徹底的に利用し有効性をPRしていくべきです。また、各種行政サービスの手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効です。更に利便性向上のために事業者には負担がかからない前提でスマートホンでの健康保険証としての利用可能とするなど、システム対応が望まれます。

制度の運用に当たっては、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じることが重要です。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されていますが、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきです。

②同族会社も業績連動給与の損金算入

より良い会社にしていくために経営者は様々な研修に参加していますが、経費として認められないのが現状です。同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきです。

(2) 無形減価償却資産

ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっていますが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。

(3) 引当金

退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。

(4) 法人税の延納

不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。

(5) 申告書の提出期限

会社法上の決算事務を2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。

(6) 電話加入権の損金算入

電話加入権については、昨今の電話の普及状況を鑑み、非償却資産から減価償却資産に見直し、損金算入を認めること。

(7) 耐震補強工事による特別償却

建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

2. 所得税関係

所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきです。「所得の壁」を取りはらい、社会保険、雇用保険を全て所得に比例させることや医師に優遇される税制など業種による税負担の違いなどを見直していくことなども検討するべきです。また、所得税の特別徴収や年末調整など企業の事務的負担が増大しており、事務負担軽減に取り組んでいただきたい。特に、令和6年度の定額減税導入時には企業で事務負担が極めて大きかったことから、単純化した制度設計を望みます。

(1) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要があります。特に、人的控除については改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきです。

(2) 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

(3) 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっていますが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

(4) 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

また、病気の予防が医療費の削減につながることから、予防接種、人間ドック費用も控除対象医療費として認めるべきです。

(5) 源泉納付

源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日(現行1月10日)とすること。

(6) NISA口座複数金融機関での開設

金融機関毎でNISA対応商品が異なることから、幅広い商品選択のニーズに応えるため、マイナンバーカードで限度額管理の上、複数金融機関での口座開設を可能とする。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 少子化に伴う法定相続人の数は減少傾向、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が増加していることから、基礎控除のあり方を見直し、最低でも10年前の引き下げ前の(5,000万円+1,000万円×法定相続人数)水準にまで戻すこと。また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要です。

(2) 経済の活性化や子育て世代への資産の移転に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(4) 贈与税の配偶者控除の引き上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。直ちに引き上げできない場合は、社会情勢が変化しているにも関わらず見直しされない理由をお示しいただきたい。

(5) 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。直ちに引き上げできない場合は、社会情勢が変化しているにも関わらず昭和63年度の改正以降見直しされない理由をお示しいただきたい。

(6) 課税財産の見直し

相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

4. 消費税関係

(1) 消費税の確定申告書の提出期限

消費税の確定申告書の提出期限は、法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3カ月以内(現行2カ月以内)とする。

(2) 消費税の届出書の提出期限

消費税の各種届出書の提出は、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限(現行は課税期間の開始日の前日)まで延長する。

5. 印紙税関係

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、紙に対して課税される印紙税は意味がなくなってきており、廃止するべきである。

以 上

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和 7 年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和 7 年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年 9 月に「令和 7 年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

〔法人課税〕

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・ 中小法人に適用される軽減税率の特例 15% を本則化すべきである。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも 1,600 万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和 7 年 3 月末日となっている適用期限を延長すること。また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることはないよう配慮すること。	・ 中小法人に適用される軽減税率の特例 15% について、次の見直しが行われた上で、適用期限が 2 年間延長されました。 - イ 所得の金額が年 10 億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に適用される税率が 17% に引き上げられました。 - ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和 7 年 3 月末日となっている適用期限を延長すること。	・ 中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が 2 年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・ 「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和 7 年 3 月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	・ 中小企業経営強化税制 - 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が 7% 以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不

	可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。
--	---

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
・平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

[その他]

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	・所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。 なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円）。 ・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。